

香芝市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和7年2月13日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 山 武 彦

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

教育部 教育総務課

第4 監査の実施期間

令和6年10月30日から令和6年11月25日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、一部に留意を要する事項が見受けられた。なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善を要望した。

1 要望事項

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号については、全庁的に統制し安易に適用すべきものではないと考えることから、機械警備業務を含む委託料の契約においては、多数の市町村等が仕様書を作成し競争入札に付している実状を鑑み、契約主管課と契約方法、発注者主導による契約書の書式及び契約年数等を協議し、適正に契約を締結されたい。

- (1) 機械警備業務の委託契約においては、警備機器等の設置及び撤去費用の取扱いについて、仕様書により明確にするため、調査、研究を進めていただきたい。
- (2) 昇降機保守点検業務の委託契約において、再委託については原則として明確に禁止にされたい。